

議案第 5 5 号

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例等の一部
を改正する条例について

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 1 6 年
小松島市条例第 1 7 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 6 月 1 0 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例等の一部を改正する条例

(小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第1条 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第9号を次のように改める。

(9) 国立研究開発法人森林総合研究所

(小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年徳島県条例第27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。